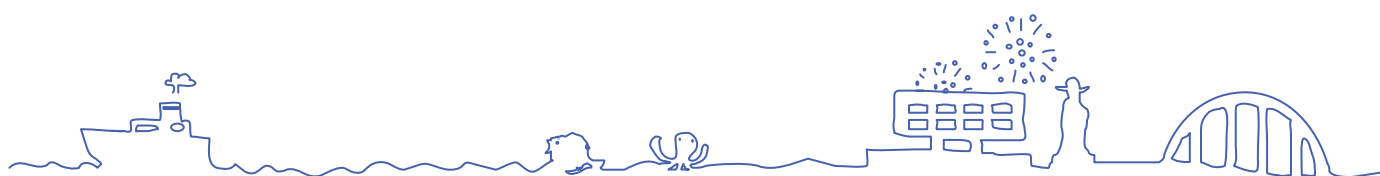


第2章 景観計画の区域と方針



1. 景観計画区域の設定

[景観計画区域]

市全域に個性ある景観資源が分布することから、市全域を景観計画区域とします。

(6つの地域：下松・末武・花岡・久保・笠戸島・米川)

景観計画の対象範囲となる景観計画区域は、都市計画区域に限らず、景観の保全・形成上必要な範囲を幅広く指定することができます。

下松市には、人々の生活とともに育まれてきた「自然の景観」「歴史文化の景観」「生活の景観（街と里）」などの個性ある景観資源が市全域にわたって分布し、また、その保全・形成上の課題も市全域に及んでいます。

そのため、景観法の各種の制度を活用した景観まちづくりを、全市的に進めていくために、市全域を景観計画区域として定めます。

また、それぞれの地域での実情や特性に応じた景観形成を推進していくために、下松・末武・花岡・久保・笠戸島・米川の6つの地域別に景観まちづくりの基本方針を定めます。





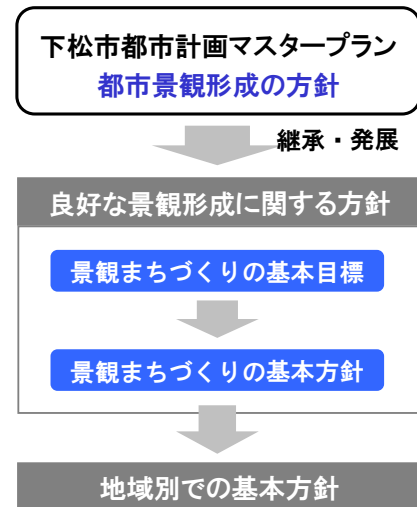
※地域区分は都市形成の歴史的経緯や地形等の自然条件等を考慮して定められた都市計画マスタープランにおける地域区分を基本とし、整合を図ったものです。

景観計画区域 (市全域)

2. 良好な景観形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針の設定にあたっては、上位・関連計画となる「下松市都市計画マスタープラン」における都市景観形成の方針を継承・発展させ、下松市の良好な景観の形成に関する方針として、「景観まちづくりの基本目標」と「景観まちづくりの基本方針」を定めます。

さらに、「景観まちづくりの基本方針」を具体化するものとして、「地域別での基本方針」を定めます。



(1) 景観まちづくりの基本目標

「街と里」…地域の個性や多様性を表す、統一性のあるふるさと景観まちづくり

景観計画の基本目標は、「下松市都市計画マスタープラン」で示された景観形成の基本目標を継承します。この景観まちづくりの基本目標の下に、下松市の豊かな自然や歴史を感じさせる魅力的な景観を保全するとともに、これらと調和した快適な生活環境の創出を図り、ふるさと下松の景観まちづくりを進めます。

また、市民が愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観まちづくりを進めるために、市民・事業者・行政が協働で下松市の美しい景観を未来に繋いでいく取り組みを展開します。

(2) 景観まちづくりの基本方針

景観まちづくりの基本目標を踏まえ、景観まちづくりの基本方針を、以下のように定めます。

方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

中国山地から連なる山々、そこから流れ出す切戸川や末武川、山々の緑を湖面に映す^{ぬくみ}温見ダム、末武川ダム（米泉湖）、中山間地域に広がる穏やかな里山、瀬戸内海などの豊かな自然環境は、それ自体が優れた自然景観として、市民や来訪者へ安らぎや潤いを与えるとともに、まちなみの背景として重要な役割を担っています。

これらの優れた自然景観に囲まれた「ふるさと下松の景観まちづくり」に向け、下松市の景観や生活の基盤となっている自然景観の保全と再生を図り、調和のとれた穏やかな景観まちづくりを進めます。

方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

旧山陽道の宿場町の面影を残すまちなみ、地域で大切にされてきた寺院や寺社、鎮守の森、江戸時代から続く切山歌舞伎など伝統芸能や祭事は、下松市で育まれてきた歴史や文化を伝える重要な資源です。

下松市が誇るこれらの歴史的資源を守り育むことは、「ふるさと下松の景観まちづくり」に取り組むことであり、地域の歴史文化を未来へ繋いでいく景観まちづくりを進めます。

方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

下松駅周辺やシンボルラインでは、都市機能が集積した都市の景観を形成しています。また、臨海部の産業景観を形成する工業地帯、中山間地域に点在する棚田景観など、市域の各地で生活と生産が密着した“まち”の景観が広がっています。

こうした日常の生活空間において、市民一人ひとりが誇りを持てる「ふるさと下松の景観まちづくり」に向け、暮らしの場や生業の場、さらには、交わりの場として、活力ある街と安らぐ里の景観を整え、創っていく景観まちづくりを進めます。

(3) 景観まちづくりの基本目標、基本方針の体系

景観まちづくりの基本目標、基本方針を体系的にまとめると次のようになります。

